

答 申 第 2 0 3 号
令和8年5月28日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上 亜紀

佐賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条第1項の規定に基づく諮問について
(答申)

令和7年12月3日付け佐市健第777号により諮問がありました下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

令和7年10月6日付けの保有個人情報開示請求に対する、令和7年10月16日付
け佐市健第629号で行った部分開示決定について

答 申

第1 審査会の結論

令和7年10月16日付け佐市健第629号で行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当であり、審査請求を棄却すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和7年10月6日、実施機関に対し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第77条第1項に基づき、「コロナワクチン健康被害救済制度で否認になったので議事録と予防接種健康被害調査委員会報告書」に対する開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件開示請求に対し、開示する公文書として「佐賀市予防接種健康被害調査委員会における調査結果について（報告書）」（以下「本件報告書」という。）及び「佐賀市予防接種健康被害調査委員会議事録」（以下「本件議事録」という。）を特定し、これらの公文書には、請求者以外の個人に関する情報（氏名、生年月日、住所等）が記載されており、開示することによって、特定の個人を識別され、個人の権利利益を害するおそれがあり、法律第78条第1項第2号の規定に該当するとして、本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年10月20日、本件開示請求で開示された本件議事録の「一被接種者経過概要・関係書類について説明一」という記載が文書の省略行為に当たり、黒塗りに相当するとして、当該記載内容の開示を求める審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨及び理由

本件開示請求で開示した資料のうち、議事録にある「一被接種者経過概要・関係書類について説明一」という記載は、審査請求人本人に関する情報であり、省略する必要性もなく、開示すべき箇所と言えることから、文書の省略行為に当たり、黒塗りに相当する。

2 審査請求人の口頭意見陳述

本件審査請求において、審査請求人から口頭意見陳述の申出はなされておらず、審査請求人の主張は明確であるため実施していない。

第4 実施機関の主張

本件審査請求に関して、実施機関は、令和7年10月29日付けで本件審査請求の棄却を求める旨の弁明書を提出した。実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

佐賀市では、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種健康被害の適正かつ円滑な処理を図ることを目的に「佐賀市予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置し、予防接種による健康被害が発生した場合、市長の指示により、当該健康被害について医学的な見地から必要な調査、助言等を行っている。また、調査委員会終了後、厚生労働省へ認定の進達を行うため、速やかに報告書及び議事録を作成している。

審査請求人が主張している「一被接種者経過概要・関係書類について説明一」という記載箇所は、当初から説明の内容は記述しておらず、またそれに該当する文書も作成していない。その理由は、当該記載箇所が調査委員会で配布した資料に基づき、説明した部分だからである。これらの資料は、審査請求人から提出された医療費・医療手当請求書、受診証明書、接種済証、診療録（一部抜粋）、佐賀市が用意した予診票、診療録等及び審査請求人への聞き取りにより、予防接種の状況や接種後の経過、病状、診療内容、転帰等の情報を時系列にまとめた被接種者経過概要（A4用紙1枚）からなるもので、令和7年8月26日に審査請求人からの要望を受け、被接種者経過概要（調査委員会で用いたものと同じ資料）及び関係書類（審査請求人から申請時に提出された書類一式）を既に渡している。

第5 実施機関からの意見聴取

当審査会は、佐賀市個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第1項に基づき、令和8年1月16日に実施機関から意見聴取を行い、本件開示請求において不開示とされた部分の内容、不開示の理由等について、確認を行った。実施機関の回答は、概ね弁明書のとおりであったが、それ以外に以下のことを確認した。

- ①市で設置する調査委員会は、国の進達に当たり資料が十分に揃っているかを確認する場であり、市に申請された時点で国に進達しないということはない。
- ②実施機関は、審査請求人が省略したと主張している記載箇所の資料は、既に実施機関から渡したものであるという説明ややり取りはしていない。そもそも審査請求人から「一被接種者経過概要・関係書類について説明一」の内容が知りたいということを聞いておらず、その事実を認知していなかった。

第6 審査請求人及び実施機関の主張の整理

審査請求人は、本件開示請求で開示した文書のうち、議事録にある「一被接種者経過概要・関係書類について説明一」という記載が文書の省略行為に当たり、黒塗りに相当するとして、当該記載内容の開示を求めている。

これに対し、実施機関は、①「―被接種者経過概要・関係書類について説明―」という記載箇所は、当該記載箇所が調査委員会で用いた資料として、被接種者経過概要及び関係書類を要約し、説明した部分であるから、当初から説明の内容は記述しておらず、またそれに該当する文書も作成していないこと、②当該記載箇所に該当する資料は、審査請求人本人にも渡していることから、本件審査請求を棄却するよう求めている。

なお、法律第78条第1項第2号の規定に基づき行った本件開示文書における部分開示決定は妥当であると主張している。

第7 審査会の判断

当審査会は、審査請求人から提出された審査請求書、実施機関から提出された弁明書及び意見聴取における陳述を検討した結果、以下のように判断する。

1 審査の対象について

本件審査請求において、審査請求人は、本件開示請求で開示された本件議事録の「―被接種者経過概要・関係書類について説明―」と記載された部分について、これは黒塗りに相当するものであるとの評価的判断を行い、この評価を前提にこの記載が指し示す審査請求人に関する情報を開示すべきであると主張している。しかしながら、上記記載が黒塗りに相当するか否かという判断は、本件開示文書の開示の有無やその妥当性と異なり、記載内容そのもの、ひいては議事録の作成方法に対する評価的判断である。当審査会は、保有個人情報の開示請求等に対する決定等について審査請求があった場合に第三者的立場で公平かつ客観的に調査審議するために設置された諮問機関であり、その権限は、開示請求等に対する実施機関の決定等について審査することにある。よって、本件開示文書の記載内容そのものに対する評価的判断は、当審査会の権限の範囲を越えていると言わざるを得ない。

したがって、以下では、上記の評価的判断を前提とした審査請求人の主張については、審査の対象としないこととし、本件開示請求に対する実施機関の公文書の特定及び部分開示決定の妥当性についてのみ審査する。

2 本件公文書の特定及び部分開示決定について

審査請求人は、本件開示請求において、保有個人情報開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に「コロナワクチン健康被害救済制度で否認になったので議事録と予防接種健康被害調査委員会報告書」と記載している。これを受けて、実施機関は、開示する公文書として本件報告書及び本件議事録を特定し、請求人以外の個人に関する情報を除いて、全て開示している。

なお、実施機関は、本件議事録の「―被接種者経過概要・関係書類について説明―」という記載箇所について、調査委員会で配布した資料に記載された内容を説明した部分であるため、当初から具体的な記述はしておらず、説明内容を記録した他の文書も作成していないと説明している。実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件

開示請求についてその他保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、当審査会は、保有個人情報開示請求書の記載に従って、開示すべき文書として本件報告書及び本件議事録を特定し、部分開示した実施機関の本件処分は妥当であると判断する。

3 別個の情報開示について

ところで、本件審査請求において、審査請求人が開示を求めているのは、本件議事録の「一被接種者経過概要・関係書類について説明一」に係る保有個人情報であると解される。これは本件開示請求の対象と異なる新たな別個の情報の開示請求であり、このように、新たな情報の開示を求める場合、実施機関への申入れや協議等を必要に応じて経て改めて公文書の特定を行い、場合によっては新たに保有個人情報開示請求を行うことが必要である。しかしながら、そのような請求がなされた事実は、当審査会において認識していない。

さらに、実施機関によると、審査請求人の要望を受けて、令和7年8月26日に被接種者経過概要及び関係書類（審査請求人から提出された書類一式）が審査請求人に渡されており、これらの文書は調査委員会で配布され上記説明の際に用いられた資料と同一のものである。このことについて、審査請求人と実施機関の間で意思疎通が十分にはなされていないことが伺えるものの、審査請求人が開示を求めている本件議事録の「一被接種者経過概要・関係書類について説明一」に係る保有個人情報については、すでに開示がなされているものといえる事情が認められるので、付言する。

4 結論

以上により、本件開示請求に対する実施機関の決定は妥当であり、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり、判断する。

第8 審査会の審議経過

審議の経過は以下のとおりである。

年 月 日	経 過
令和7年12月3日	諮問書の受理
令和8年1月16日	調査審議（実施機関からの意見聴取）
令和8年2月18日	調査審議（答申案の検討）
令和8年4月28日	調査審議（答申案の検討）
令和8年5月28日	答申

（答申に関与した委員の氏名）

井上 亜紀、江崎 匡慶、西村 龍一郎、吉岡 剛彦、壽山 俊英